

特定非営利活動法人

K-I Tシティー・コンソーシアム

定 款

平成28年改定

特定非営利活動法人

K-I Tシティー・コンソーシアム定款

## 第1章 総則

(法人の名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人K-I Tシティー・コンソーシアムという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目1番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(活動の目的)

第3条 この法人は、広く一般住民、なかでも、情報弱者と呼ばれる層の情報リテラシー向上のための事業や、互いに培った情報リテラシーを地域社会に還元する場の提供、その他情報化社会の発展につながる事業を行い、新時代に対応した地域コミュニティ及びネットワーク社会の創出に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① パソコン相談事業
  - ② 能力別パソコン講習会事業
  - ③ カリキュラム及び教材の開発事業
  - ④ 地域社会のホームページのコンテンツとしてのデータベース作成及び指導事業

- ⑤ 地域コミュニティ創出のためのホームページ作成及び指導事業
- ⑥ テレワーク事業
- ⑦ IT 関連職業能力開発事業
- ⑧ 情報化社会基盤拡充支援事業
- ⑨ その他、情報化社会の発展につながる事業

(2) その他の事業

- ① 教材の販売事業
- ② 物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。その他の事業に関する会計は、この法人が行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し特別の会計として処理しなければならないものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、つぎの3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、入会申込者がこの法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認し、入会申込者に対してこれを通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、理事会の議決を経、別の規則において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員がつぎの各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡した時、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を半年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員がつぎの各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人につぎの役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 10人以内
  - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、一人を理事長、一人を専務理事及び一人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職務を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、つぎに掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
  - (2) この法人の財産の状況を監査する。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事がつぎの各号の一つに該当するに至ったときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 監事が前項 2 号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが

できる。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、理事会で定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局長は、常務理事が兼務することができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(学術顧問)

第 21 条 この法人に、学術顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、学術経験者の中から理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べるができる。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の選任、解任、職務及び報酬
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会の議決事項は第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号、第 49 条、第 50 条第 2 項、第 51 条及び第 52 条適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること

ができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会はこの定款で定めるもののほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の作成並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 理事の選任、解任、職務及び報酬
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。



- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当る。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者のある場合は、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該年度中の事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決による。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を

経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の三分の二以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において、出席した正会員の三分の二以上の多数の議決を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第 51 条 この法人が解散の際に有する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、

解散時の総会において、出席した正会員の過半数をもって決した、特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の三分の二以上の多数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、中日新聞及び官報に掲載してこれを行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	今井昌彦
専務理事	伊藤敬子
常務理事	和田正尚
理事	山内幸雄
同	誉田隆志
同	小山勝正
監事	高野盛光
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 12 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金	5,000 円	年会費	5,000 円
② 賛助会員	入会金	50,000 円	年会費	1 口 50,000 円
③ 活動会員	入会金	無料	年会費	無料
6. 改正 NPO 法が平成 15 年 5 月 1 日施行されるに併せて、つぎの変更を行う。

変更する日は、変更認証を受けた日とする。

  - (1) 第 1 条 登記上の法人名を K-IT シティ・コンソーシアムとする。
  - (2) 第 2 条 事務所の表記の不備を改正する。
  - (3) 第 3 条 受益者の対象範囲を広げる表現とする。
  - (4) 第 4 条及び第 5 条第 1 項 改正 NPO 法の施行に併せて、活動の種類、及び事業の種類を見直し、つぎの通り変更する。

第 4 条に (1)、(4)、(5) を追加。

第 5 条第 1 項第 1 号に ⑥、⑦、⑧を追加。
  - (5) 第 5 条第 1 項 (2)、第 41 条、第 45 条 改正 NPO 法の規定に基づき、「収益事業」を「その他の事業」に改める。

第 5 条第 2 項 改正 NPO 法の規定に基づき「その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別な会計として経理しなければならない。」とする。
7. 各務原市より、平成 20 年 1 月 4 日付けで町名地番変更の通知があったため、つぎの通り変更する。変更した日は、平成 20 年 1 月 10 日。

(新) 第2条 この法人は主たる事務所を岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目1番地に置く。

(旧) 第2条 この法人は主たる事務所を岐阜県各務原市須衛町4丁目179番地1に置く。

#### 附則

この定款は、平成28年10月13日から施行する。